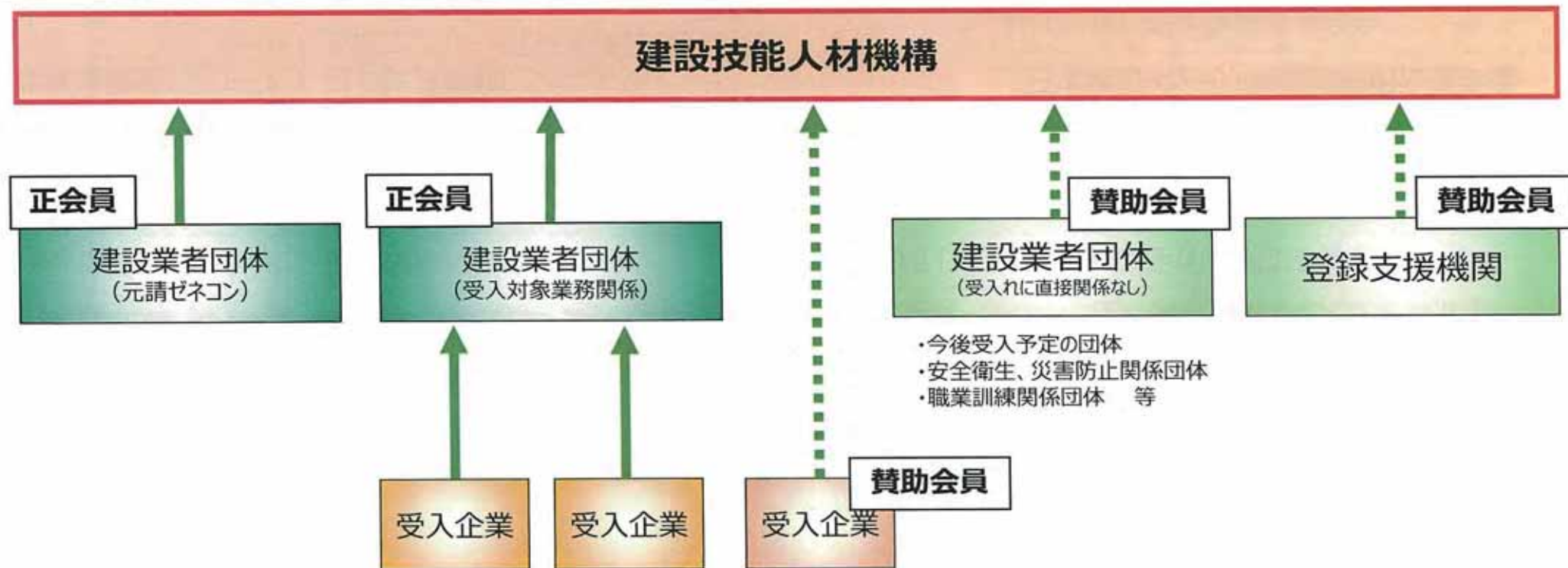


建設技能人材機構への加入

- 機構は、**正会員（議決権あり）**と**賛助会員（議決権なし）**により構成
- 特定技能外国人を受け入れるに当たり、受入企業は、**機構の正会員である建設業者団体の会員**となるか、**機構の賛助会員**となる必要がある（いずれになるかは**選択可**）
- 将来、機構は、特定技能外国人受入業務のほか、建設技能者確保に関する事業を幅広く実施



建設業者団体は、以下のいずれかの形で機構に加入

- ・ 特定技能外国人の受入に直接関係あり → **正会員**
- ・ 特定技能外国人の受入に直接関係なし → **賛助会員**

受入企業は、以下のいずれかの形で機構に加入 (**選択可**)

- ・ 正会員である建設業者団体の会員
- ・ 機構の賛助会員

建設技能人材機構の会員である団体について

<正会員>

職種	団体名
型枠施工	(一社) 日本型枠工事業協会
左官	(一社) 日本左官業組合連合会
コンクリート圧送	(一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会
トンネル推進工	(公社) 日本推進技術協会
建設機械施工	(一社) 日本機械土工協会 日本発破工事協会 (一社) 全国基礎工事業団体連合会 (一社) 日本建設機械レンタル協会 (一社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会 (再掲) (一社) 日本基礎建設協会

職種	団体名
土工	(一社) 日本機械土工協会 (再掲) (一社) 日本建設躯体工事業団体連合会
屋根ふき	(一社) 全日本瓦工事業連盟
電気通信	(一社) 情報通信エンジニアリング協会
鉄筋施工	(公社) 全国鉄筋工事業協会
鉄筋継手	全国圧接業協同組合連合会
内装仕上げ	(一社) 全国建設室内工事業協会 日本室内装飾事業協同組合連合会 日本建設インテリア事業協同組合連合会
元請ゼネコン	(一社) 日本建設業連合会 (一社) 全国建設業協会 (一社) 日本道路建設業協会

<賛助会員>

団体名
(一社) 日本建設機械施工協会

※ 建設企業は、正会員団体のいずれかに加入又は(一社)建設技能人材機構に賛助会員として加入していれば、特定技能外国人の受入れはいずれの職種でも可能。

○ 特定技能外国人の適切かつ円滑な受入の実現に向けた建設業界共通行動規範

【策定：一般社団法人 建設技能人材機構】

I. 総則

1. 建設業界は一般社団法人建設技能人材機構を設立し、**行動規範の遵守に一致協力**
2. 低賃金雇用により競争環境を不当に歪める者等との関係遮断
3. 生産性向上や国内人材確保の取組を最大限推進
4. **労働関係法令等の遵守**、特定技能外国人との相互理解、文化や慣習の尊重

II. 受入企業（雇用者）の義務

5. 特定技能外国人が在留資格を適切に有していることを常時確認
6. **同等技能・同等報酬、月給制等、技能の習熟に応じた昇給等の適切な処遇**
7. 外国人を含め被雇用者を必要な社会保険に加入
8. 契約締結時に雇用関係に関する重要事項の母国語説明、書面での契約締結
9. 外国人であることを理由とした**待遇の差別的取扱の禁止**
10. 暴力、暴言、いじめ及びハラスメントの根絶、職業選択上の自由の尊重
11. **建設キャリアアップシステムへの加入、技能習得・資格取得の促進**
12. 安全確保に必要な技能・知識等の向上支援、元請企業が行う安全指導の遵守
13. 日常生活上及び社会生活上の支援
14. 直接的、間接的な手段を問わず**悪質な引抜行為を禁止**
15. 機構の行う共同事業の費用を負担

III. 元請企業の役割

16. **建設キャリアアップシステムの活用等による在留資格等の確認の徹底**、不法就労者・失踪者等の現場入場禁止
17. 正当な理由なく、特定技能外国人を工事現場から排除することを禁止
18. 特定技能外国人への適切な安全衛生教育及び安全衛生管理
19. 自社の工事現場で就労する特定技能外国人に対する労災保険の適用を徹底

IV. 共同事業の実施

20. **事前訓練及び技能試験、試験合格者や試験免除者の就職・転職支援の実施**
21. 日本の建設現場未経験の特定技能外国人に対する安全衛生教育を実施
22. 受入企業による労働関係法令の遵守、理解促進等を推進
23. 受注環境変化時の特定技能外国人への転職先の紹介、斡旋
24. (一財)国際建設技能振興機構に委託して、**巡回訪問等による指導・助言業務、苦情・相談への対応**を実施
25. **地方部の求人情報発掘、都市部と地方部の待遇格差是正**のための助言・指導等、建設特定技能協議会からの地域偏在対策に関する要請に応じて必要な措置を実施
26. 会費徴収や共同事業等の事業運営を実施

V. 実効性確保措置

27. 本規範の違反者に対する除名等
28. 必要に応じた国土交通省、法務省その他関係機関と連携

VI. 外国人技能実習生及び外国人建設就労者の取り扱い

29. 特定技能外国人への外国人技能実習生及び外国人建設就労者の適正な就労環境の確保取扱いに準じた

H30.12.25 閣議決定

- 1 人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野（特定産業分野）
建設分野
- 2 特定産業分野における人材の不足の状況に関する事項
 - 生産性向上や国内人材確保のための取組
施工時期の平準化、i-Constructionの推進、建設リカレント教育・多能工化、建設技能者の処遇改善（公共工事設計労務単価の引き上げ、社会保険加入の徹底）、建設キャリアアップシステムの構築 等
 - 受入れの必要性（人手不足の状況）：平成35年度末時点で約21万人
 - 受入れ見込み数：平成35年度末時点で約4万人
- 3 特定産業分野において求められる人材の基準に関する事項
 - 特定技能1号（技能水準） 「建設分野特定技能1号評価試験」（新設、2019年度中実施）、「技能検定3級」（日本語能力）「国際交流基金日本語基礎テスト」、「日本語能力試験（N4以上）」
 - 特定技能2号（技能水準） 「建設分野特定技能2号評価試験」（新設、2021年目途実施）、「技能検定1級」
※試験合格に加えて、班長としての実務経験を1～3年以上有することを要件とする
- 4 在留資格認定証明書の交付の停止の措置又は交付の再開の措置に関する事項
- 5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項
 - 特定技能外国人が従事する業務：型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋接手、内装仕上げ
 - 特定技能所属機関等に対して特に課す条件
（建設業者団体）特定技能外国人の適正・円滑な受入れを実現するための事業を行う法人（特定技能外国人受入事業実施法人）の共同設立（受入企業） 外国人の報酬予定額等を明記した受入計画の作成、国交大臣の審査・認定・巡回訪問による計画実施状況の確認
受入企業及び特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録
特定技能外国人受入事業実施法人への所属
1号特定技能外国人の数と外国人建設就労者（特定活動）の数の合計が、常勤職員の数を超えないこと 等
 - 特定技能外国人の雇用形態：直接雇用（派遣及び就業機会確保事業の適用は不可）

- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格、社会保険加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する仕組み
- システムの活用により技能者が能力や経験に応じた処遇を受けられる環境を整備し、将来にわたって建設業の担い手を確保
- システムの構築に向け官民（参加団体：日建連、全建、建専連、全建総連 等）で検討を進め、平成31年1月以降システムを利用できる現場を限った「限定運用」を開始し、限定運用で蓄積した知見を踏まえ、平成31年度より「本運用」を開始予定
- 運用開始初年度で100万人の技能者の登録、5年で全ての技能者（330万人）の登録を目標

<建設キャリアアップシステムの概要>



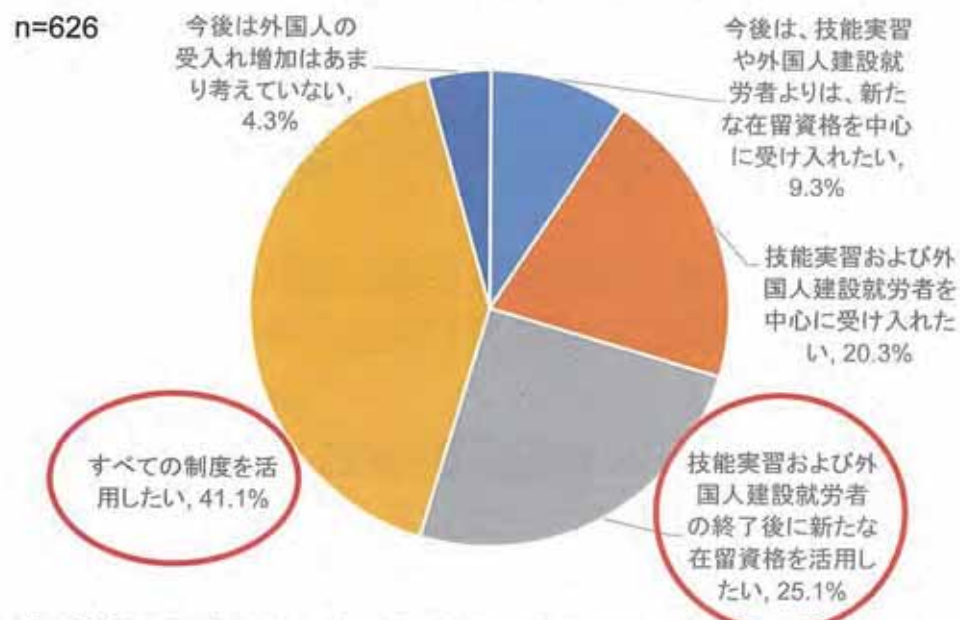
技能者の処遇改善が図られる環境を整備

- 所定内賃金合計（月額）の平均額は約22万円となっており、技能実習生よりも高い賃金となっている。
- 新たな在留資格制度（特定技能1号・2号）と他の外国人材活用制度の今後の活用については、「すべての制度を活用したい」（41.1%）が最も多く、次いで「技能実習および外国人建設就労者の終了後に新たな在留資格を活用したい」（25.1%）、「技能実習および外国人建設就労者を中心に受け入れたい」（20.3%）が多くなっている。

技能実習生（2号（3年目）、3号）、
外国人建設就労者の所定内賃金額
【対象：受入建設企業】

	所定内賃金の平均
技能実習2号（3年目） （n=443）	168,201円
技能実習3号 （n=88）	192,562円
外国人建設就労者 （n=528）	221,343円

今後は外国人材活用制度をどのように活用する予定か
【対象：受入建設企業】



（出典）平成30年度外国人建設就労者受入事業に係る受入状況実態把握調査

在留資格「特定技能」に係る関係規定・問い合わせ先等

○建設分野における特定技能外国人の受入れに係る規定類及びQ & Aについては、国土交通省HPを参照ください。

URL：http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000118.html

国土交通省本省及び地方整備局等の問い合わせ先：<http://www.mlit.go.jp/common/001274132.pdf>

* 「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領～建設分野の基準について～」(ガイドライン)

<http://www.mlit.go.jp/common/001280974.pdf>

* 建設特定技能受入計画の申請先

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課労働資材対策室監理係(郵送又は持参)

* 建設技能人材機構への加入手続きに関する問い合わせ先

一般社団法人建設技能人材機構：<https://jac-skill.or.jp/>

○在留資格の認定証明/変更許可等の申請、登録支援機関の登録、支援計画の認定等については、法務省HPを参照ください。

URL：http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00127.html

法務省本省及び地方入管局の問い合わせ先：<http://www.moj.go.jp/content/001284972.pdf>

○建設キャリアアップシステムについては(一財)建設業振興基金HPを参照ください。

URL：<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/ccus/index.html>

(一財)建設業振興基金の問い合わせ先：お問い合わせセンター 03-6386-3725

